

平成23年 第21回
教育委員会臨時会会議録

平成23年8月30日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2332号

平成23年第21回臨時会

日 時 平成23年8月30日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	大久保 光正
	学務課長	佐藤 雅志
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	国体推進担当課長 (生涯学習推進課長兼務)	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	平田 英司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
	庶務課庶務係	遠藤 由香里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2320号 第3回定例会(平成23年3月8日開催)(秘密会)

第2321号 第7回臨時会(平成23年3月22日開催)

日程第2 審議事項

議案第58号 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

議案第59号 港区スポーツ推進委員に関する規則について(全部改正)

議案第60号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

議案第61号 折りたたみ式ヘルメット等の購入について

議案第62号 指定管理者の指定について

議案第63号 図書館システム用サーバー等の更新について

議案第64号 教育管理職の休職について（秘密会）

議案第65号 港区立幼稚園臨時的任用教員の採用について（秘密会）

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区スポーツセンターのプール休止について
- 2 港区立麻布図書館改築計画について

「開 会」

○半田委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成23年第21回港区教育委員会臨時会を開会します。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 今日の署名委員は高橋教育長にお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2320号 第3回定例会（平成23年3月8日開催）（秘密会）

第2321号 第7回臨時会（平成23年3月22日開催）

○半田委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成23年3月8日開催の第2320号、第3回定例会、同秘密会、平成23年3月22日開催の第2321号、第7回臨時会の会議録につきましては承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第58号 港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○半田委員長 日程第2、審議事項に入ります。

初めに、議案第58号、「港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議案となりました議案第58号、港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてご説明申し上げます。

資料の3枚目の裏、1ページをご覧ください。まず、この「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが新たに規定されました。

また、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者、いわゆる有識者の知見の活用を図るものとさせていただきます。港区教育委員会といたしましては、この規定の趣旨を踏まえ、この点検及び評価を実施し、区民に対し、課題や今後の取り組みの方向性を示すことで説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進していくこととしてございます。

「点検及び評価の実施方法」でございます。今年で既に3回目になりますが、過去2年と同様、「港区基本計画」及び「港区教育振興プラン」に計上しております主要事業、並びに、「教育の港区」の実現を目指した先駆的、特徴的な事業を対象として実施いたします。評価の対象年度は平成22年度でございます。評価対象事業の進捗状況を踏まえて、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとしてございます。また、学識経験者の意見を聴取した上で教育委員会が行うとしてございます。最後でございますが、この点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ報告するとともに公表するという形で実施いたします。

「点検及び評価の対象事業」でございますが、資料でございますとおり、16事業を対象にしてございます。このうち、1番から15番までの事業につきましては昨年と同様ですが、今回、平成22年度におきましては「特別支援教育の推進」を評価の対象にしてございます。これは、評価委員の皆さんのご意見をいただきまして、港区にとっても特徴的な取り組みということで、これを評価の対象とさせていただいております。

次に、学識経験者でございますが、資料でございますとおり、3名にお願いし、ご意見等をいただいております。

次の「東日本大震災への対応」でございますが、平成23年3月11日、22年度の年度末になりますが、東日本大震災が発生しまして、未曾有の大災害をもたらしました。22年度中にこの大震災への対応について取り組んだことはそう多くはありませんが、今後、非常に大きな影響を与えるものですので、ここであえて若干触れております。この取り組み等の詳細、具体的な部分につきましては、来年度、改めて記載をしたいと考えております。

次は、「点検及び評価の概要」でございます。7.各事業の点検及び評価を基にし、概要としてまとめてございます。

まず、「小中一貫校の設置」でございます。平成22年4月に港区で初めての小中一貫教育校である「お台場学園」が、港陽小学校と港陽中学校を母体として開校しました。「お台場学園」では、小中一貫教育校のねらいである「教育課程の連続性の確保」を目指した学園独自の小中一貫カリキュラム「ODAIBAプラン」を実践するとともに、小学校5、6年生での一部教科担任制の導入など、小学校及び中学校の教員が連携、協力してより高い教育効果を上げられるよう取り組んでおります。

また一方、朝日中学校通学区域におきましては、三光小学校、神応小学校及び朝日中学校を母体とする小中一貫教育校の設置に向けて、主にハード面から検討を進めてございます。22年度におきましては、整備基本計画を策定いたしまして、これに基づいて基本設計を進めてございます。また、新しい校舎を改築する期間中、現朝日中学校が仮移転をする必要がありますが、その移転先として三光小学校とすることを決定しております。

特に「お台場学園」の取り組みにつきましては、検証委員会において、教育活動、あるいは小・中の教員の連携協力の推進状況などを検証してございまして、今後は検証に基づき教育活動等の改善を図るとともに、より高い成果が得られるよう努めまして、その成果を朝日中学校通学区域の小

中一貫教育校、さらには区内全ての小・中学校に反映していくとさせていただきます。

次は、「エコスクール計画の推進」でございます。地球温暖化や、都心部特有の課題でありますヒートアイランド現象の緩和に対する取り組みも非常に重要となっており、従来から港区では様々な取り組みをしてございます。校舎や屋上の緑化、校庭の芝生化、あるいは太陽光発電等の自然エネルギーの活用、それからエコ給食ネットや学校版環境マネジメントシステムの運用、こういった事業を展開してございます。平成22年度におきましては、港南及び芝浦幼稚園、芝浦小学校において、建物緑化、太陽光発電設備の整備に取り組んでございます。また、計画にはございませんでしたが、芝浦幼稚園、芝浦小学校で校庭緑化を実施してございます。さらに、本村小学校におきましては、民間事業者から社会貢献活動の一環として寄贈を受けた太陽光発電設備を設置してございます。東日本大震災の影響による電力不足を背景に、これまで以上の節電対策、あるいはエネルギー消費のあり方そのものを深く考える必要が出てきてございます。そういった意味で、環境教育の重要性が増しており、引き続き子どもたちの環境学習、ひいては地球環境問題等の改善にも寄与できるよう事業の充実を図ってございます。

続きまして、「3年保育実施幼稚園の拡大」でございます。幼児を取り巻く環境の変化、あるいは、港区においては近年急激に幼児人口が増加しており、幼稚園における3年保育のニーズが非常に高まってきております。これらに対応するために港区教育委員会では、従来から3年保育の拡大に取り組んできておりましたが、平成22年度につきましては、翌23年度から新しく3年保育を実施することを前提といたしまして、芝浦、高輪、港南幼稚園の3園で3年保育に向けた募集をいたしました。また、白金台幼稚園につきましては、3歳児の定員を25人から30人に拡大してございます。これらの取り組みによりまして、平成22年度の3歳児の定員が65人であったのに対し、平成23年度の定員は140人と2倍以上に拡大いたしました。しかしながら、23年度の園児募集におきましては、3歳児の応募倍率は依然として2倍以上、幼稚園によっては3倍を超えているという状況にあります。これを受けて、今後とも私立幼稚園との協議を積極的に進めるなど条件整備に努めるとしてございます。

次は、「国際学級の開設の検討」でございます。区立学校における外国人児童、あるいは帰国児童に対して、これまで実施しております日本語学級、日本語適応指導に加えまして、学習指導の一部に英語を使用するなど新たな教育環境を整備することにより、外国人児童と日本人児童が共に学ぶ港区ならではの国際学級の設置を目指して検討を進めているところでございますが、平成22年度におきましては、国際化対応教育に関する知識と経験を有する東京学芸大学と共同いたしまして、国際学級の基本的な枠組みについて調査・研究を行っています。また、国際学級の設置を予定している東町小学校では、平成23年度から試行実施するための準備を進めてございます。引き続き、課題の整理と具体的な方策の検討を進めてまいります。

続きまして、「校舎・園舎等の改築等整備」でございます。従来から、施設の老朽化、あるいは地域の子どもの数の変化や多様化する教育ニーズに対応するために校舎・園舎の整備を進めてございます。平成22年度は、芝浦幼稚園及び芝浦小学校、港南幼稚園の改築が完了いたしました。また、

朝日中学校通学区の小中一貫教育校につきましては、基本計画を策定し、基本設計を進めてございます。今後とも、多様化する教育内容に適切かつ柔軟に対応するとともに、3月に発生した東日本大震災を踏まえ、防災機能をより一層強化した校舎・園舎等の整備を進めてまいります。

続きまして、「新教育センターの整備」でございます。従来のカリキュラムセンター、あるいは相談センター機能にあわせまして、新たに体験学習センター機能を付加した新しい教育センターの整備を進めてございます。既に国、気象庁庁舎と合築をして整備すること、及び、その建物の建設等はPFI方式とすること、それに基づいて国等との受委託契約を結ぶところまで進んでおります。平成22年度におきましては基本設計を実施してございます。あわせまして、体験学習センターに関して、展示プログラム、あるいはプラネタリウム施設の検討を進め、展示基本計画にまとめてございます。今後とも事業の着実な推進に努めるとしてございますが、現在、この新教育センターの整備につきましては、周辺のまちづくりとの関係で、当初の予定より若干スケジュールが遅れる見込みでございます。現在、精力的に調整を続けておりまして、そのあたりが明確になりましたら、改めて当委員会にもご報告をさせていただければと考えてございます。

続きまして、「学校歴史資料室の設置」でございます。港区立の小・中学校、特に小学校は、日本の公教育の歴史と呼ぶのに相応しい状況でございます。そのような学校のうち、過去に残念ながら統廃合となった学校の資料、これらを収集・整理して保存・公開する施設として、学校歴史資料室の設置を目指してございます。この施設につきましては新郷土資料館に併設して設置するというところで進めてまいりましたが、設置場所がなかなか決まらないということもあり、具体的な検討が進んでおりません。平成22年度におきまして、新郷土資料館を旧国立保健医療科学院の建物を活用して整備するという事に決定したことに伴いまして、学校歴史資料室の設置場所が決まったということになりますので、今後、具体的な検討を進めてまいります。

続きまして、「IT図書館の推進」でございます。ICT（情報通信技術）を活用してインターネット上での図書館情報の提供、あるいは資料の検索・予約、それからICタグによる手続の迅速化や資料の適正な管理といった仕組み、さらには、生涯学習施設等、図書館以外の施設とのシステム連携による利用窓口の拡大などを進めております。平成22年度は、図書館のホームページをより快適に利用しやすくするため、港区ポータルサイトアクセスビリティにのっとった対策を実施したほか、音声読み上げソフトへの配慮など、バリアフリーにも対応してございます。また、生涯学習施設等とのシステム連携を実施したことによりまして、図書資料等の貸し出し数が大きく伸びてございます。今後とも利用者がより使いやすく、便利な図書館を目指してまいります。

続きまして、「図書館の整備」でございます。図書館の整備におきましては、麻布図書館、みなと図書館、三田図書館の改築及び高輪図書館分室の設置を進めてございます。平成22年度は、麻布図書館について基本設計を実施し、引き続き、実施設計に着手してございます。高輪子ども中高生プラザ内に設置する高輪図書館の分室は、主として児童、ヤングアダルト向けの図書資料等を所蔵して、中高生プラザとの相互連携により、小・中・高校生の図書館利用を促進することをねらいとして、平成23年12月の開館を目指して建設工事を進めてございます。一方で、残念ながら、み

など図書館及び三田図書館については事業が進捗してございません。今後とも事業の着実な推進に努めるとしてございます。

続きまして、「新郷土資料館の設置」でございませぬ。歴史的・文化的遺産である文化財の収集・保存、あるいは調査・研究活動の充実を図るとともに、その成果の公開、あるいは文化財の展示の場として、また区民の学習の場としての新郷土資料館の整備を進めております。平成22年度は、いわゆるソフト事業については進捗をしてございませぬ。また、ソフト事業の一つとして、区内の美術館、博物館と連携した港区ミュージアムネットワークを運営しておりますけれども、新たに3館が加盟し全部で30館となりまして、その活動は着実に進展しております。ハード的な部分におきましては、長年の懸案でございました新郷土資料館の建設地が、旧国立保健医療科学院の建物を活用して整備することに決定しました。今後は、その文化財としての建物を保存しつつ、多くの区民が来訪する魅力ある郷土資料館の整備に向けて具体的な検討を進めていくとしております。

続きまして、「放課後児童（健全）育成事業の推進」でございませぬ。従来から、区立小学校等において、放課後における児童の居場所づくり、いわゆる「放課GO」の整備に取り組んでおります。平成22年度は、芝浦小学校に「放課GOクラブ」を設置したほか、東町小学校に新たに学童クラブを設置するための条件を整えました。また、23年度に赤坂小学校に「放課GO」を設置する予定で準備を進めております。こうした取り組みによりまして、「放課GO」及び「放課GOクラブ」への参加児童数は毎年着実に増加してございませぬ、平成22年度におきましては延べ11万6,000余人となっております。今後とも事業の推進に努めるとしてございませぬ。

続きまして、「スポーツセンターの整備」でございませぬ。新たなスポーツセンターは、田町駅東口北地区公共公益施設内に建てかえる計画を進めてございませぬ、平成22年度は、実施設計の完了に続きまして、工事請負契約を締結いたしました。しかしながら、東日本大震災の発生によりまして、防災機能の強化・充実の観点から施設の見直しを進めてございませぬ。今後、利用者の安全の確保と避難所等防災機能の一層の強化を図りながら、事業の推進に努めるとしてございませぬ。

続きまして、「国際コミュニケーション能力の育成を図る教育の推進」でございませぬ。国際都市である港区の地域特性に対応するため、平成18年度から小学校において、英語教育を中心とする、真の国際人育成を目指した教育に取り組んでございませぬ。平成22年度は、これらの取り組みを継続して実施するとともに、小学校用テキストの部分改訂、あるいは中学校用テキストの作成を進めてございませぬ。また、テンプル大学日本校との連携協力による、外国人講師による教員対象の英語研修を実施し、教員の英語教育能力の向上にも取り組んでございませぬ。これらの取り組みにより、小学校及び中学校それぞれにおいて多大な成果を上げております。今後ともより高い成果が得られるよう積極的に取り組んでまいります。

続きまして、「土曜特別講座の実施」でございませぬ。児童・生徒の自主的学習活動の支援と、一人ひとりの子どもの個性や能力を伸ばし、基礎基本の定着と学力の一層の向上を図ることを目指して、土曜特別講座を実施しております。平成22年度は引き続き、小学校において科学教室、作文教室、中学校において土曜特別講座を実施してございませぬ。実施後に子どもたちに対してアンケート形式

で調査をしており、小学校では「科学実験が楽しかった」「今まで書いたことのない作文が書けた」などの設問に対して、いずれも9割近い児童が肯定的な回答をしております。また、中学校では、「学習に対する興味、関心がわいたか」という設問に対して、約4割の生徒が肯定的に回答しているほか、保護者の7割以上が「良い学習の機会」と評価をしております。引き続き講座内容の充実に努めてまいります。

続きまして、「読書活動の推進」でございます。読書活動が全ての学習の基礎となる国語力などを育成するために極めて重要であるという認識のもとに、平成14年度から全ての小・中学校にリーディングアドバイザースタッフを配置して、学校図書館の環境整備を行うとともに、読書活動の支援に取り組んでおります。また、既に平成17年度から3カ年計画で学校図書館の蔵書の充実、読書環境の整備を進めておりまして、現在では全ての学校でいわゆる学校図書館図書標準を達成しております。平成22年度は、図書・文化財課に学校支援担当を置きまして学校図書館の巡回訪問、あるいはリーディングアドバイザースタッフの研修などを実施しております。こうした取り組みにより、1日1時間以上読書をする児童・生徒の割合は、東京都平均より6ポイントから8ポイントも高い数字を示しております。引き続き、読書活動の充実に取り組んでまいります。

続きまして、「特別支援教育の推進」でございます。発達障害を含む全ての障害のある子どもたちに適切な教育環境を用意し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援をすることが求められており、従前から港区におきましては一人ひとりの発達段階に応じた教育、すなわち「個」に応じた教育こそが教育の原点であるという認識のもとに、特別支援教育に積極的に取り組んでございます。平成22年度は、4月に赤坂中学校に固定の自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、知的な遅れのない発達障害のある子どもへの支援体制を整備しております。また、平成23年4月から港南中学校に固定の知的障害特別支援学級を設置し、開設することを目指して準備を進めております。さらに、御田小学校ほか3小学校で特別支援教室のモデル事業を実施しております。こうした取り組みとともに、通常学級に在籍する、特別に教育的支援を必要とする児童・生徒に対する学習支援員の配置、あるいは一人ひとりにあった個別の教育支援計画の策定、さらには、特別支援アドバイザーの派遣によって専門的な指導を行っております。今後とも特別支援教育の一層の充実に取り組んでまいります。

10ページ以降は、ただいま概要をご説明いたしました個別の事業の評価表となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 全体的な考え方ですが、この評価するというのは、教育委員会が自主的に評価することと、その評価を学識経験者にまた別の視点で評価してもらうという、二本立てになっているのですか。

○庶務課長 点検及び評価の実施に当たりましては、学識経験者の皆さんのご意見を伺い、そのご意見を踏まえて最終的に教育委員会としてどう評価するかという仕組みになっております。

○澤委員 原案も出していただいておりますが、改めて読んでみると、今、庶務課長が説明した6

番の「点検及び評価の概要」ですが、この各項目の中に評価委員の意見も当然反映していなければいけないわけですね。6「点検及び評価の概要」の1から16までの内容については、学識経験者の評価をちゃんと反映しているのですか。

○**庶務課長** はい。評価委員をお願いいたしました学識経験者の皆さんのご意見も踏まえた上で、こういった記述にさせていただいております。

○**澤委員** なるほど。これを読んでいったら、教育委員会がやっている現状と、今後は何をやるかというような、そういうトーンで書かれているので、「点検及び評価の概要」というよりも、「事業の概要と今後の取り組み」のように受け止めました。では、そういう趣旨での「点検及び評価の概要」ということで、今、庶務課長が言ったように、7の各項目について、評価委員のコメントも含めてここに概要という形で書いてあるということなのですね。

○**庶務課長** はい。評価委員の方々から事前にいただきましたご意見として、事業の内容等を大きく改善する必要があるご意見、ご指摘があれば、それにお答えするような形で記述させていただきますが、事業によっては非常に高く評価をしていただいたものもございますし、全体としては成果が認められるということで肯定的な評価をいただいておりますので、そういった意味で、直接的に評価委員の意見を具体的に反映したところがない形になっております。

○**澤委員** その点、事業ごとの評価表については「評価委員」と「教育委員会」とそれぞれコメントがあるのですが、この「教育委員会」というのは、教育委員会が独自に評価したということでしょうか。

○**庶務課長** はい。この欄に記述している内容について、教育委員会としてご決定いただければと考えております。

○**澤委員** 要するに、評価委員と教育委員会それぞれの評価を6番の概要としてまとめてあるということですね。読んでいて、評価委員の意見が入っているというトーンが全然感じられず、教育委員会の事業の現状と今後取り組む姿勢が書いてあるのかなと読めてしまったものですから、確認させていただきました。

○**綱川委員** 同じく、6と7は、何故分けているのかなと感じる項目立てだと思うのですね。記述に何か工夫がないと、6が事業概要で、7の後ろ半分に評価が書いてあるような気がしてしまって、特に7の「主要施策」という部分が6とリンクしてしまっていると思ってしまうのですが、いかがでしょうか。

○**庶務課長** この6番目の「点検及び評価の概要」、7番目の事業ごとの評価表のエッセンスと申しますか、要約をしたという形になっております。したがって、22年度の取り組みを中心に記述をした上で、今後教育委員会としてこの事業についてどう考えていくのかということを書いてある形になってございます。

○**教育長** 概要の記述が細かすぎるのではないですか。

○**綱川委員** 私もそう思います。

○**庶務課長** 今ご指摘いただいた点は、次年度以降、検討、改善するというところでよろしいでしょ

うか。

○**教育長** 評価委員の先生方からは、そのようなご意見はなかったのでしょうか。

○**庶務課長** 事前に評価委員の3人の先生方にはこの案をお送りいたしまして、ご意見等をいただいておりますが、特にそういったご意見はございませんでした。

○**澤委員** 今、綱川委員の言われていることと関連するのですが、6番を読めば一応は内容がつかめ、もっと詳しく知りたければ後ろに掲載されていることが分かればいいと思うのですが、これは6が事業の内容を説明していて、7が実際の評価について書いてあるかのような、ちょっとそういう錯覚を起こさせるようなトーンだったのですね。また、綱川委員が言われたように、順に6の概要を読むと、さっき言ったように、教育委員会の事業の説明と教育委員会の姿勢が書いてあるかのように誤解してしまったので、では、評価は実際には7を読まないといけないのだなど。そうすると、6のタイトルの「評価の概要」というのは実際6には記述がないのではないかというように受け取り方をしてしまいました。何かそのような感じだったので、むしろ、6の前書きのところきちんとそれを明記していただいて、「評価委員の評価も含めてここに概要を示す」とか、「詳しくは7の個別の資料を見てもらいたい」とか、そのように書いてあれば分かりやすいと思います。そういう意味でいくと、1、2、3、4のあたり、評価委員の評価というのがどこでどう取り入れられているのかということがちょっとはつきりしていなかったのですが、冒頭に書いてあれば、評価委員の評価も含めてこういうまとめ方をしておりますよということが分かるのではないのでしょうか。この報告書は、従来よりも、教育委員会の事業の全体的なことが良く分かるような内容になっているので、これは興味がある人に読んでいただければ、港区の教育委員会は何をやっている、どんなことを考えているのかということが良く分かるいい資料になっていると思っています。その6と7の位置づけがちょっとはつきりしなかったので質問しました。

○**庶務課長** 6と7の関係につきましては、今、澤委員にご指摘いただいたとおり、7の全てに目を通さないと分からないというのは大変な部分がございますので、そのエッセンスを6の部分でまとめさせていただいたというつくり方になっています。ただ、意図が明確になっていないという部分がありましたので、今後検討させていただきたく思います。

○**澤委員** 繰り返しますが、評価委員の評価がどこに入っているのかということがちょっと分かりませんでした。事業をよくする内容と教育委員会の取り組む姿勢はよくまとまっていると思えました。

○**綱川委員** これは、第三者評価ではないのですが、学識経験者の方の意見がメインに出てこないとおかしいのですが、この表の中に入っているだけですと、7以降が参考資料みたいに見えてしまって、やはり次回以降はこの評価の部分をもっと強く前のほうにまとめていただかないと、この報告書というのは、事業の概要の報告書という感じに見えてしまうと思うのですね。次回以降、学識経験者の評価をどういうふうに受けとめるかということが大切です。16の各事業がどのようにやっているのかというのは非常によく分かるのでいいとは思いますが、この報告書のタイトルから言うと、評価の報告ではなくてしまうように感じてしまいます。

○小島委員 澤委員と綱川委員のご指摘はもっとも感じました。私もこの概要のところ、6の「点検及び評価の概要」のと部分の評価が少し足りないという感じはしますね。この辺は、来年の課題として工夫していただきたいと思います。

それから、評価の点で、各項目について、評価委員の評価の欄と教育委員会の評価の欄がある訳ですが、これを読んでいると、先程、澤委員、綱川委員のご指摘のように、評価委員の評価が教育委員会の評価欄にどのように取り入れられているのか、その取り入れは十分だったのかという感じは受けるので、そこら辺を次年度、改善して欲しいと思います。教育委員会の評価は、評価委員の評価も取り入れてこういうふうの評価したとか、評価委員の評価を取り入れて、教育委員会としてはさらに検討した結果、こういう評価になったというのが、読んで分かるようにしたら良いと思います。

○庶務課長 概要の中に追加として、評価委員のご意見も紹介するような一文を加えれば、今までご指摘いただいたことを反映できますね。次回以降、工夫させていただきます。

○半田委員長 最初に戻りますと、「区民への説明責任を果たすとともに、区民に信頼される教育行政を推進していく」ということですので、区民の方がご覧になって分かりやすいということがまず必要なと思います。私どもは前にそういうことをやっていますから、最初から分かっているということがあるのですが、例えばこれはどういう流れの中で、現状はこうで、将来的にはどういうことを目指しているかということが、学識経験者の意見を元に、こういうふうに求められているところ、すごくじっくり読めばわかるのですが、区民の方が知りたい情報を分かりやすく表現したいと思いました。

○庶務課長 ただいま委員長にご指摘いただいたとおりで、区民の皆様が見て、事業内容、取り組み内容等が良く分かって、それに対してどういう評価をいただいて、さらに今後どういう展開にしていこうという流れが分かりやすい報告書となるようにさらに検討させていただきたいと思います。

○半田委員長 それでは、採択に入ります。

議案第58号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 議案第58号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

2 議案第59号 港区スポーツ推進委員に関する規則について（全部改正）

○半田委員長 次に、議案第59号、「港区スポーツ推進委員に関する規則について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題となりました議案第59号、港区スポーツ推進委員に関する規則についてご説明いたします。

議案資料ナンバー2をご覧ください。

区ではこれまでスポーツ振興法第19条の規定に基づき、体育指導委員を委嘱するとともに、同条第2項の規定に基づき、「港区体育指導委員に対する規則」を制定し、体育指導委員の職務その他

必要な事項について定めてまいりました。このたび、50年ぶりにスポーツ振興法が全部改正され、スポーツ基本法が本年8月24日付で施行されたことに伴い、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に改められたことから、「港区体育指導委員に関する規則」を全部改正し、「港区スポーツ推進委員に関する規則」として整備いたします。

後ろから3枚目の新旧対照表の第1条をご覧ください。下が現行、上が改正案になってございます。最初にご説明いたしましたように、港区の体育指導委員の設置につきましては、スポーツ振興法に基づいて委嘱をしてまいりました。今回、これがスポーツ基本法に全部改正をされましたので、第1条には、スポーツ振興法に基づき定めていた規則についてスポーツ基本法に基づくものと改めるとともに、体育指導委員の職務その他体育指導委員に関し必要な事項を定めるところを「スポーツ推進委員」と改めるものでございます。第2条では、スポーツ推進委員の職務について定めておりますが、第2条では、職務について、法に規定する役割を追加してございます。体育指導委員は、現行では、第2条第1号という形で、「区民の求めに応じてスポーツの実技指導を行うこと」というふうにございますけれども、その前に、「スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと」ということで、法で定めるスポーツ推進委員の役割について追加してございます。

法の改正では、スポーツ推進委員について、近年、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言のみならず、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整としての役割が重要性を増している体育指導委員の役割でございますけれども、こうした職務を規定上追加するとともに、当該職務をより適切にあらわす観点から、「スポーツ推進委員」に名称を変更するというふうにご説明をしております。

ここで、スポーツ基本法で規定をしております「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」としての役割ということを第2条の第1号のところでもスポーツの推進のためということ規定をするものでございます。

第3条以下につきましては、名称の変更とともに文言の整理を行っております。

新旧対照表の最後をご覧ください。付則でございます。この規則は公布の日から施行し、施行日は明日8月31日を予定してございます。法の施行が8月24日ということで、もう既に施行されておまして、直近で規則を改正したいということで、明日、告示を行なって施行をしたいと考えてございます。

また、改正法の付則では、法施行前に、委嘱されている体育指導委員についてスポーツ推進委員とみなす規定がございます。ですので、現在の体育指導委員はスポーツ推進委員というふうにみなされておりますけれども、任期についての規定がこの中には規定されておられません。そのため、付則の2番目のところで、スポーツ基本法の施行の際、現に体育指導委員である者で同法の規定により、スポーツ推進委員とみなされたものの任期は体育指導委員としての任期の残任期間と同一の期間とするということで、任期について明確に分かるように規定を追記したものでございます。

議案第59号、港区スポーツ推進委員に関する規則についてのご説明は、簡単ではございますが、以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただけますようお願い申し上げます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 これは基本的なことですけれども、現時点ではまだ「体育指導委員」なのですか。

○生涯学習推進課長 法の規定では、8月24日から法が施行されておまして、これまで各自治体で委嘱しております体育指導委員については、もう「スポーツ推進委員」という名称でみなす規定がございます。ですので、今何もしなくても「スポーツ推進委員」にみなされております。

○澤委員 なるほど。法律でそのようにみなされているということですね。体育指導委員の方々への説明というのはもう終わっているのですか。

○生涯学習推進課長 体育指導委員の役員会ではご説明をしております。それで、全体会でお話をさせていただきまして、「体育指導委員」の名称を使った協議会の会則がございます。それは、体育指導委員の皆様方、スポーツ推進委員の皆様方がご自分たちで定めている会則ですので、それは全体会で図ってもらって、名称をかえるという手続をとる予定でございます。

○澤委員 では、この改正案が施行されれば、皆さん納得して自分の役割をやっていただける準備はもうできているということですか。

○生涯学習推進課長 はい。そのとおりでございます。

○澤委員 改めてこうやって見させていただくと、現在の1番に「区民の求めに応じてスポーツの実技指導を行う」ということなので、どちらかという、何か受け身的な感じがします。後半はそうではないところもありますけれども。今回、1ということで、「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと」ということになります。今までもそうですが、区もスポーツ振興のことを一生懸命やっているのだから、それを反映してスポーツ推進委員に積極的に関わっていただくということになるのでしょうかけれども、自分はそんなことをやりたくないという人がいるわけではないのですね。

○生涯学習推進課長 そういう方はいらっしゃると思いますが、50年間「体指」という名称で、ずっとなじんできた呼び方が変わりますので、色々なご意見はございますが、全国にたくさんいる体育指導委員の名称が変わるということですので、今後、どのようになってしまうのか見守っていきたいと思います。

○半田委員長 他にございますでしょうか。

○小島委員 今回、国が法律を作り、8月24日に施行ということで、それに対応して区の教育委員会が直近の教育委員会で改正案を出しましたが、一般的に国の法律が変わったとき、こんなに早く対応できるものですか。

○生涯学習推進課長 国からの通知によりますと、スポーツ推進委員で新たにどなたかを委嘱する前には、区の条例や規則を改正しておくことという指示がございました。また、各自治体から文科省へ質問がありまして、それに対して、「直近で改正の機会があればその機会をとらえて改正すること」ということで回答がございましたので、この教育委員会が一番直近ですので、提出させていただきました。

○小島委員 大したものですね。すばらしい。

○半田委員長 24日以前に情報が入っていたのでしょうか。それとも、24日に初めて通知されたのでしょうか。

○生涯学習推進課長 法の公布が6月24日でございました。6カ月以内に施行するというので、施行令で決定するというのでしたけれども、この情報が入ったのが8月に入ってからでした。今回が直近の教育委員会でしたので、議案として提出させていただきました。

○綱川委員 体育指導委員の方にこの間もお会いしたのですけれども、名前的には「スポーツ推進委員」のほうが何か親しみがあっていいよねというお話をされていたので、いいのかなと思いました。指導するとか指導されるというニュアンスが今まで言葉的にはあったのだけれども、みんなで一緒にスポーツしようよという雰囲気になるというような発言でした。

○半田委員長 では、採決に入ります。

議案第59号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第59号については、原案どおり可決することと決定いたしました。

3 議案第60号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○半田委員長 次に、議案第60号、「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、ただいま議案となりました議案第60号、港区教育委員会事務局組織規程の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の改正は、さきに議案第59号におきましてご承認いただきました「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改める、そのことに伴いまして規程の整備が必要になったものでございます。

2枚目の裏面、新旧対照表をご覧ください。組織規程の中に、生涯学習推進課、スポーツ振興係の分掌事務として、現行では「体育指導委員に関する事」という規定がございます。これを、上段の改正案のとおり、「スポーツ推進委員に関する事」に改めるものでございます。付則におきまして、平成23年8月31日から施行するとしてございます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 このとおりでよろしいのではないですか。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第60号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第60号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第61号 折りたたみ式ヘルメット等の購入について

○半田委員長 次に、議案第61号、「折りたたみ式ヘルメット等の購入について」。庶務課長、説

明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました議案第61号、折りたたみ式ヘルメット等の購入についてご説明申し上げます。

議案資料ナンバー4をご覧ください。

この折りたたみ式ヘルメット等の購入につきましては、以前の教育委員会におきまして補正予算としてこの経費を要求することについてご報告、あるいはご審議いただきまして、ご承認いただいております。今般、この予算措置に基づきまして折りたたみ式ヘルメットを購入することいたしました。ただ、この購入に当たりましては、経費の予定金額の総額が2,000万円を超える見込みであることから、議会の議決を必要といたしますので、今回、当委員会にお諮りし、ご承認をお願いするものでございます。

購入するものは、区立幼稚園以下、各教育施設におきまして、折りたたみ式ヘルメット、もしくは防災頭巾機能つき折りたたみ式ヘルメット、また、それに添付する施設名等の記載シール、収納ケース、これらをまとめて購入するものでございます。折りたたみ式ヘルメットの総数といたしましては、頭巾機能つきも含めまして、1万2,220個となっております。「その他」に記してございますけれども、この折りたたみ式ヘルメットは製造会社、メーカーが限られておりまして、結果として同一品目を調達することになります。そのため、資料上は教育施設しか載ってございませんが、児童福祉施設、あるいは障害者福祉施設、高齢者福祉施設、これらの福祉施設にも同様のヘルメットを配備する予定があり、それらを一括して発注、一括契約という形で契約手続を進めることになっております。ここには金額を示しておりませんが、去る8月26日にこの案件に関する入札が実施されまして、教育施設、福祉施設、合わせて約1万8,000個のヘルメット等の購入で、総額5,500万円余で落札されております。先程ご説明させていただいたとおり、今後、第3回港区議会定例会に議案として提出し、議決をいただいた上で正式な契約になる手はずでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 この私立幼稚園の1,755個というのは、これは私立幼稚園に在籍している園児総数ということですか。

○庶務課長 私立幼稚園につきましては、定員ではなくて実数です。私立幼稚園は定員以上に子どもを入園させているケースもありますので、定員ではこれより少なくなってしまう。

○澤委員 なるほど。私立幼稚園に在籍している児童一人ひとりにもゆきわたるよう購入しているのですね。

○小島委員 今、「私立幼稚園の実数」と言いましたが、私立幼稚園の園児の実数はもっと多いのではないのでしょうか。

○庶務課長 大変失礼しました。説明が若干漏れておりました。実は、私立幼稚園の中に1園、既に自前で常備していて、子どもの数だけ必要ないという幼稚園があり、それを考慮した数となっております。

○網川委員 例えば、現状から言うと、来年、再来年、実際に小学校とか中学校とかの児童・生徒数はどんどん増えていきますよね。それは後年度でどんどん買い足していくという予算は立てられるのでしょうかというのが1点目。

入札は終わっていらっしゃるということですが、今こういうものがすごく足りないという状態だと思うのですが、実際に納入時期というのはいつ頃になりますでしょうか。

○庶務課長 子どもの数が増えれば、当然その分は用意しなければいけないので、対応してまいります。それから、納入時期でございますが、今ご指摘のとおり、製造会社、メーカーが限られているということもあって、発注して3～4カ月後でないと納入できないという状況になっておりますので、早くて11月の中旬以降になるのではないかと予定しております。

○澤委員 港区の園児の総数は1,000名いないとすると、何でこんなにたくさんの数なのでしょう。

○小島委員 区立と私立の比率がちょっとおかしい。

○澤委員 平成22年度版だと、定員で870と書いてありますね。

○学務課長 今、手元に内訳を持っていなかったので申し訳ございません。

○庶務課長 現在、区立幼稚園に入園している子どもの実数は775名ですが、区立幼稚園はそれぞれ定員を設定しております。現状では4・5歳児は定員に満たない状況にあり、実数で購入した場合、今後園児数が増えた時に、そのつど買い増しする必要があります。そういったことがないよう、幼稚園に関しては定員数で購入いたします。

○澤委員 分かりました。

○半田委員長 先程入札の金額を伺いまして、5,500万円ということでしたら、1個幾らなのでしょう。それと、幼稚園の子どもがかぶるものと中学校の生徒がかぶるものとは同じものでしたか。この間見せていただいたあのサンプルですよね。

○庶務課長 5,500万円というのは消費税抜きの金額で、消費税を入れますと約5,800万円になりますが、単価は非常に安くなっております。予定した単価の7割弱ぐらいで落札されたこととなります。ヘルメットの大きさでございますが、物は一緒でも大きさはそれぞれランクがございますので、小さい子ども用には小さいもの、中学生になると大きなもの、そういった選択は可能でございます。

○学務課長 小さい子どもには、頭巾ということで、定価でおよそ4,000円。あと、中学生以上、こういった施設の中で行う対象には頭巾がないタイプでいきますと、約5,000円というのが定価となっております。

○半田委員長 よろしいでしょうか。では、採決に入ります。

議案第61号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 では、議案第61号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第62号 指定管理者の指定について

○半田委員長 次に、議案第62号、「指定管理者の指定について」。なお、綱川委員は、港区スポーツふれあい文化健康財団の理事であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により本審議には参与いたしません、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 では、生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題となりました議案第62号、指定管理者の指定についてご説明をいたします。

教育委員会議案資料ナンバー5をご覧ください。

スポーツセンター等9施設の指定管理者の候補者につきましては、8月17日の第20回港区教育委員会臨時会でご了承をいただいたところでございます。その後、指定管理者として指定するためには、区議会において議決が必要となるため、第3回定例会に議案として提出いたします。

それでは、指定管理者の指定についての概要をご説明いたします。1枚おめくりください。

対象施設は、平成24年3月31日、今年度末で指定管理期間が終了いたしますスポーツセンター、それから、スポーツセンターから下の芝公園多目的運動場までの運動場7施設、それと、一番下の氷川武道場の武道場1施設すべてで9施設でございます。九つの施設を一つのグループとして指定管理者を定めます。

指定管理者の候補者は、記載のとおり、現在、スポーツセンター等の指定管理者でありますキスポーツ財団グループです。

新たな指定期間でございますけれども、裏面をご覧ください。2年間と短期間であり、区民サービスに支障を来さないように配慮する必要があること、また、指定期間が短期間、2年ということで、多数の優良事業者の応募を喚起するための条件設定が困難であること、また、現在の指定管理者であるキスポーツ財団グループが優れていると認められ、良質なサービスの提供が期待できることから、非公募として候補者を決定しております。

指定期間は平成24年4月1日から平成26年3月31日でございます。

今後の予定でございますが、区議会第3回定例会に指定議案を提出いたしまして、そちらで議決をいただいた後、平成24年4月から指定管理者の管理運営が開始するものでございます。

議案第62号、指定管理者の指定についての説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 指定管理期間は、スポーツセンターだけではなくて、すべて2年間ですか。

○生涯学習推進課長 現在、スポーツセンターの指定管理は、スポーツセンターと運動場と武道場を一括して24年3月31日までの指定管理期間になっております。それで、例えば予約ですとか登録の事務等、全体を一括して運営することで大変効率的な運営ができておりますので、今回も9施設を一つのグループとして指定管理者に指定管理をさせるということでまとめて指定をするもの

でございます。

○小島委員 分かりました。

それから、「代表団体」と「構成団体」という名称の「構成団体」は、よく大きな請負契約などをするときに、ジョイントベンチャーで幾つかの企業が共同で受ける、ジョイントでやるというのがあるのですが、この場合の「構成団体」というのはそういう意味なのですか。

○生涯学習推進課長 スポーツセンターを指定管理するときに、再委託はなるべくしないようにということで、自前でスポーツセンターの管理運営ができるようにということが最初の公募のときの公募条件でした。ですので、ここに書かれている事業者につきましては、例えば代表団体であるスポふれ文健につきましては、もとなる管理する事務をやりまして、例えば新東産業であれば受付、協栄であればプールの管理というような、それぞれ役割を持ってグループを構成しているところでございます。

○小島委員 なるほど。分かりました。

○澤委員 これは、区の原則としては公募ということなのですね。今回こういう理由で非公募というのは、引き続きこのグループに管理をやらせたいということなのですけれども、この理由の根拠というのは十分説得力のあるものなのですか。

○生涯学習推進課長 区長が特別に認める場合については非公募でということがございます。で、特別に認める理由ということで、前回、スポーツセンターの指定管理を定めるときに公募でやらせていただきましたが、たくさんの事業者に手を挙げてもらい、最適なところを選ぶことがまず重要だろうというようなご指摘をいただいております。前は公募期間が大変短くて、結果的には2業者で争った形になりました。通常、区の指定管理につきましては5年を基本としておりますので、5年ですと、やはり民間事業者もああやろう、こうやろうということいろいろ提案ができるのではないかとということと、指定管理期間が大変短いので、慣れるのに時間がかかって、区民の皆様には十分なサービスを提供するまでに混乱が起きないようにという配慮もございまして、今回非公募ということとさせていただきますものでございます。

○澤委員 分かりました。

○生涯学習推進課長 指定管理者というのは、新たな施設ができたときに、設置条例というものを区で定めます。スポーツセンターは、平成26年度開設の予定で今動いております。ですので、新たなスポーツセンターの設置条例のもとで、これは指定管理になるかどうかというのはまた議論になるかもしれませんが、現在何も決まっていますが、もし指定管理ということであれば、5年間の公募という形になるのが通常だというふうに考えています。

○半田委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第62号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第62号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第63号 図書館システム用サーバー等の更新について

○半田委員長 次に、議案第63号、「図書館システム用サーバー等の更新について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第63号、図書館システム用サーバー等の更新についてご説明させていただきます。

お手元の資料ナンバー6をご覧ください。

1枚おめくりいただきまして、1「概要」でございます。現在、図書館システムで使用しておりますサーバー、端末機等の機器の一部につきまして、製造メーカーによります保守サポート期間が終了したことに伴いまして、今後、故障時等に修理のための部品供給が不可能となることが予想されますので、当該機器の更新を行うものでございます。

2は、更新する機器名及び台数でございます。サーバー16台、ファイアウォール1台、スイッチ10台、ラック2台、ここまでは基本的に情報課で使用する業務用の機器でございます。それから、システム端末機が104台でございます。内訳は、図書館利用者の方が資料検索に使われます端末が26台、同じく図書館の利用者の方がインターネットをご利用になる際に、利用者用のインターネット接続の端末が14台、それから、業務用の端末が55台、業務用のインターネット接続端末が9台でございます。それから、プリンターが8台、これはすべて業務用でございます。

各施設別の内訳につきましては資料のとおりでございます。

3「予定価格」でございます。消費税込みで、総額で3,832万3,950円でございます。

4「更新スケジュール」でございます。年末年始の休館期間を利用しまして、おおむねの機器更新を平成23年12月29日から翌平成24年1月3日までに実施いたします。台場区民センターにつきましては、施設側のご都合によりまして、1月4日に実施予定でございます。

本件につきましては、平成23年第3回区議会定例会に契約案件として提出をする予定となっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 大体何年ぐらいたったので更新ということなのかということと、3,800万というのは結構いい値段なのですけれども、この(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)の中で何が一番高いのかという、その2点を教えていただけますか。

○図書・文化財課長 今回の各種機器の更新でございますけれども、機器によって購入時期、導入時期が違ってまいります。例えば端末機等でございますと、平成16年から17年ぐらいに導入したものが多という感じになります。

それから、価格ですけれども、単価的に一番高いのはサーバー類になってまいります。サーバーもそれぞれの役割を持ったサーバーがそれぞれの台数ございますけれども、単価的に一番高いサー

バーですと、1台で約237万5,000円ぐらいかかります。

○澤委員 これは予定価格なので、これから入札になるのですか。これはどうなのですか。もう業者が決まっているのですか。

○図書・文化財課長 入札につきましては既に実施してございまして、これにつきましては教育委員会、区議会の承認を得た後、お示した価格で契約する予定になってございます。

○綱川委員 入札が終わっているものをこれから審議にかけるのですか。買うことが決まっていて入札をかけるのではなくて、入札が終わってから審議してやっていくというのが手続なのですか。

○庶務課長 先程のヘルメットもそうですが、今回、2,000万円以上になりますので、議会の承認が必要になります。議会に議案として提出をすることについて教育委員会としてご審議をいただくということでございます。したがって、入札後に当委員会にお諮りすることになります。先程のヘルメットの場合は、資料を作成する時点でまだ入札が行われていませんでしたので、金額は入っておりませんが、基本的には落札金額を示したうえでお諮りするものです。資料上、「予定価格」となっておりますが、この金額は落札価格と同額なのですが、最終的には議会の議決をいただいた時点でこの契約が確定いたしますので、「予定価格」としてございます。

○綱川委員 ということは、ここで審議して可決するということは、区議会に議案として提出するということに対して賛成か反対かということなのでしょうか。

○庶務課長 先程の説明が不十分でした。手続としては、区議会に対する議案は教育委員会から区長に対して議案の提出について依頼します。区長がその議案の案を作成すると、教育委員会に対して意見照会をし、教育委員会はそれに回答することになります。その段階で初めて議案としての承認をいただくこととなりますが、その前段で、議案となるような物品の購入について教育委員会にお諮りしないのは手続上おかしいものになりますので、本日の案件はそのような趣旨でお諮りしているものです。

○小島委員 それは教育委員が反対してもいいわけですね。

○庶務課長 そのことについては私は直接的なお答えはできないのですが、もちろんそういうこともあり得ます。

○教育長 反対する内容が明確できちっとしていればいいのではないですか。

○小島委員 関連で、「入札はしたけれども」というのですが、区議会で仮に議決が得られないときは、法的な効力として、それは全部解消になるのですか。

○庶務課長 仮に議会で否決をされましたら、この契約は破棄になります。いわゆる停止条件付きの契約ということです。自治体が議会の議決を必要とする契約をする際には、仮に議会で否決され契約破棄となってもペナルティにはなりません。

○半田委員長 他にございますでしょうか。よろしいですか。それでは、採決に入ります。

議案第63号について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第63号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第64号 教育管理職の休職について（秘密会）

8 議案第65号 港区幼稚園臨時的任用教員の採用について（秘密会）

○半田委員長 次に、議案第64号、「教育管理職の休職について」。この議題につきましては、人事案件であり、個人情報が含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○半田委員長 それでは、これより秘密会に入ります。

資料番号を付してあります議案かがみを除いて、資料は審議終了後回収いたしますので、よろしくお願いいたします。

（秘密会）

○半田委員長 以上を持ちまして秘密会を終了します。

○学務課長 ちょっと説明をお許しいただけますでしょうか。

○半田委員長 はい、どうぞ。

○学務課長 先程議案第61号、折りたたみ式ヘルメットのところでお答えできなくて申し訳ございませんでした。区立幼稚園のヘルメットの数でございますが、在園児に加えまして、施設開放ですとか、色々な形で未就園児を集める事業を行っておりますので、実際に来る子どもさんたちの分を見込んで数を出しておりますので、実数と違うというところでございます。

第3 教育長報告事項

1 港区スポーツセンターのプール休止について

○半田委員長 それでは、日程第3、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「港区スポーツセンターのプール休止について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー1「港区スポーツセンターのプール休止について」の資料をご覧ください。

スポーツセンターのプールは、毎年、概ね6カ月に1回程度換水をし、清掃等を行い、プール機械の設備保守点検等を行っております。前回平成23年3月7日から3月15日までの間で換水を行い、概ね6カ月を経過したので、平成23年9月26日から9月29日の4日間で換水を行うというものでございます。以前から、スポーツセンターのプールの水の取りかえにつきましては、なるだけ短期間で行うように、それから、夏場の暑い期間を避けて、秋に入るような時期に行うようにということで教育委員会でご意見をいただいております。

今回、9月にかかっております。その次の週でやるということも検討したそうですけれども、実はスポーツ体育祭が迫っております、点検の結果、設備に不備があって、スポーツ体育祭の直前で使えなくなるようなことがあってはいけないということで、9月の末ではありますが、この9月26日から29日に換水をさせていただきたいということでご報告をするものでございます。

利用者への周知方法につきましては、(1)から(6)までさまざまな方法を使いまして周知をしたいと考えています。報告は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、この案件はこれで終わります。

2 港区立麻布図書館改築計画について

○半田委員長 次に、「港区立麻布図書館改築計画について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、報告事項の2、「港区立麻布図書館改築計画について」ご説明させていただきます。

お手元の資料ナンバー2をご覧ください。

このたび、麻布図書館の改築につきまして、施設の概要がまとまりましたのでご報告させていただくものでございます。

資料の1枚目がA4のペーパーで、施設の概要等、2枚目以降が、A3判で施設の図面等となっております。

それでは、1「施設の概要」でございます。1枚おめくりいただきまして、A3判の左側に改築計画の概要が載っておりますのでご覧ください。

中段あたりにございますけれども、所在地でございます。港区六本木五丁目12番24号で、案内図がページ右側にございますけれども、現在休館中の麻布図書館敷地と隣地の駐車場を合わせた敷地となっております。

建築用途は、図書館、子育て支援施設となっております。

敷地面積は1,109.73平米で、鉄骨造一部鉄筋コンクリート造の地上5階建てでございます。

建築面積は729.08平米、延べ面積は2,781.72平米となっております。

各階の施設・設備でございます。A3のペーパーを1枚おめくりいただきますと、各階の平面図等の図面になってございます。

1階でございます。1階は、建物右手に建物全体のエントランスがございます。それから、中央部分に子育てひろば。これは、麻布図書館の近隣で現在民間ビルを借りて実施しております「あっぱい麻布」が移転してまいります。また、移転後につきましては、子育てひろばの事業とあわせまして、現在実施していない一時預かり事業を実施する予定と聞いてございます。あとは、駐車場、駐輪場となっております。

2階から上が図書館となっております。2階には児童コーナーと図書館の事務室、それから、集密書庫等が入ります。

次のページでございます。図面に家具等の配置が入っていないので非常にわかりづらくて申しわけございませんけれども、3階につきましては一般向けの開架書架、それから、新聞・雑誌コーナー、ヤングアダルトコーナー、地域資料コーナー、読書室、閲覧エリアがございます。

右側の4階でございます。4階には一般向けの開架書架、それから視聴覚コーナー、図書室、閲覧エリアなどがございます。

もう1枚おめくりいただきまして、5階でございます。5階には、映画会ですとか、子ども会等の行事を実施できる視聴覚室、それから休憩エリアがございます。

右が屋上階でございます。屋上階には、屋上設備スペース、太陽光パネル等がございます、基本的に、屋上への人の出入りはできないような形になってございます。

さらにもう1枚おめくりいただきますと立面図がついてございまして、建物の外観等がイメージしていただけるかと思えます。

それでは、資料の1枚目、A4判にお戻りください。1の(2)「資料の所蔵点数」でございます。旧麻布図書館と申しますか、今休館中の麻布図書館との比較を表にしております。一般図書、児童図書、CDとも、ほぼ旧図書館の約2倍の所蔵点数となります。また、新たにDVDも所蔵する予定となっております。これまで施設が小さいということがございまして、麻布地区の利用者の方々には非常にご不便をおかけしておりましたけれども、新図書館開設後につきましては、他の地域図書館とほぼ同様の資料を所蔵することとなります。

最後に「今後の予定」でございます。現在実施設計の詰めをしております、10月ぐらいまでに実施設計を終える予定でございます。その後、旧麻布図書館は一部アスベストが使用されているということでございまして、アスベストの除去工事を行いまして、その後、来年の区議会第1回定例会に工事請負契約案件を提出いたしまして、4月から解体工事、引き続いて建設工事に入りまして、平成26年6月には開館を予定しております。

簡単ですけれども、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この「集密書庫」というのはどういう内容なのでしょう。

○図書・文化財課長 図書館のほうに開架書庫と、あと、閉架で、一般の方が通常館内見てもご覧いただけないような書架のことを言いますが、こちらは開架書庫ですが、それをかなりコンパクトに場所をとらないような形でまとめた書庫になってございます。

○綱川委員 今後の予定のことなのですが、アスベスト除去工事は実施設計の前にやっても全然問題ないのですね。契約が終われば、今日からやっても。アスベストがあるというのは分かっているわけですから、実施設計が終わるまでそれを待つ必要はないと思うのです。それが1点目。

あと、2点目が、それが全て順調に進んだとして、来年の4月から解体工事を含む建設工事で平成26年6月に開館ということになっておりますけれども、資料を見ますと、一部RCと書いてあり

ますが、鉄骨造で地下がなくて、地上5階建て。民間工事的に考えますと、この程度の規模で、收藏品等の備品の調達とかあると思うのですけれども、それでも、どう考えても2年はかかりすぎだと思います。工事を2年2カ月見えています、こんなにかかるわけではないと思いますので、麻布地区の方々待ち望んでいる施設でもありますし、よろしくご検討をお願いしたいと思います。

○図書・文化財課長 私どものほうとしても、麻布図書館を休館してからしばらく時間がたってございますし、地域の方々からの「一日も早く開館を」というご意見を随分いただいているところでございます。そういった中で、今のご意見については、実際には区議会の議決を経て契約手続等、役所ならではの時間が若干かかる部分がございます。工事のスケジュール等につきましては、私どもと区長部局の施設課で一定の調節をしながら進めているところでございますけれども、こういったご意見を踏まえまして、なるべく早期に開設できるよう話を進めていきたいと考えております。

○半田委員長 完成を待ち望む声にお答えできるように、よろしく願いいたします。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かございますか。

○庶務課長 特にございません。

○澤委員 議案58号の説明の中で、新教育センターの整備について、庶務課長がまちづくりとの関係で若干予定よりもと言いましたが、これは具体的にはどういうことなのか。

○教育政策担当課長 では、私のほうから。

今の旧鞆絵小跡地の部分なのですけれども、当初、総合設計制度により建物の計画を進めようとしておりましたが、虎の門三丁目四丁目地区のまちづくりの関係で地区計画でやっという方向になっております。そうすると、その隣地にあります、旧虎の門パストラルのあった土地の間に道路を通すというお話も出ておまして、その辺の地権者間の調整で時間がかかっているという状況でございます。

○澤委員 そうすると、予定よりも、完成はだいぶ遅れる、そういうことになってくるのですか。

○教育政策担当課長 地権者からの合意が全てとれたわけではございませんので、合意がとれてから地区計画手続に入った上で建築が始まるという流れになってきます。

○綱川委員 地区計画で港区にとって有利に動くのですか。それとも、他との関係で遅らせるということが本当にいいのか、港区としてどうなのかというのを検討なさっていますよね。

○教育政策担当課長 虎の門三丁目四丁目地区の全体の地区計画というところで、教育委員会としてはそれに協力していこうという立場で動いております。

○綱川委員 そういう地区計画とかけていると時間ばかりかかってしまって、実質的に本来の趣旨と違ったことになってしまうといけませんので、よく検討していただいて、回りの営利的なものに影響されてこっちの計画が遅れてしまうということのないようにお願いします。港区にとって有利にいい施設になるために前に進んでいくのだったらいいのですけれども、今の説明を聞いていて心配になってしまったので意見を申し上げました。よろしくをお願いします。

○半田委員長 それでは、これをもちまして閉会いたします。

次回は、9月13日火曜日、午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。お疲れさまでございました。

(午前11時58分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半田 吉恵

港区教育委員会委員 高橋 良祐